

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月7日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	加熱蒸気戻り系レシーバータンクにおいて、水位「高」検出レベルスイッチの動作不良(動作しない)が認められたため、当該レベルスイッチを点検。	G	
2	3号機	原子炉建屋天井クレーン用電源変圧器(降圧用)の点検長期計画実績において、過去の点検実績を確認したところ一部に反映誤り(平成20年度分が未実施)が認められたため、当該変圧器を点検実施。	G	
3	3号機	循環水ポンプ吐出弁ピット用照明(3台中1台)において、自動点滅器の動作不良(日中も点灯したまま)が認められたため、当該自動点滅器を交換。	G	
4	3号機	原子炉建屋排気換気空調設備(B系)電動機高圧ケーブルの点検長期計画実績において、過去の点検実績を確認したところ一部に反映誤り(14回定期検査分が未実施)が認められたため、当該ケーブルを点検実施。	G	
5	3号機	非常用ディーゼル発電設備ディーゼル機関の動弁注油電動ポンプ(A)の点検長期計画実績において、過去の点検実績を確認したところ反映誤り(14回定期検査分が未実施)が認められたため、影響評価を実施。	G	
6	4号機	主復水器(B)第二水室入口ドレン弁点検時、フレキシブル電線管のコネクタに破損が認められたため、当該コネクタを交換。	G	
7	4号機	高圧炉心スプレイ系注入弁元弁点検時、操作ハンドルの取っ手に破損が認められたため、当該ハンドルの取っ手を交換。	G	
8	4号機	原子炉格納容器隔離弁機能検査終了に伴う安全処置(ジャンパー)復旧時、原子炉建屋通常換気系が全停し、非常用ガス処理系が自動起動する事象が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
9	4号機	原子炉格納容器隔離弁機能検査時、検査対象弁の開度指示不良(全閉時3%指示)が確認されたため検査を中断、開度指示計を調整後再検査実施。	G	
10	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋換気空調系吹出口修理工事の記録写真撮影時、同工事写真撮影用紙が吸気口(金網取外し中)から吸い込まれる事象が認められたため、当該写真撮影用紙を回収及び注意喚起。	G	